

**就学援助制度について**

経済的な理由により学用品などの負担が困難な保護者に援助します。対象 小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている人とそれに準じて生活が困窮している人

【申】児童・生徒が在籍している学校  
【問】教育総務課 ☎ 2305

**年金受給をあきらめていた皆さんへ**

年金を受け取るために必要な保険料納付済等期間が25年から10年に短縮されます。保険料納付済等期間が10年以上の人には2月末から7月までの期間に日本年金機構から年金請求書が順次送付される予定です。

年金請求書が届いた人は、年金事務所または市役所窓口で手続きをお願いします。

※国民年金の任意加入や後納制度により保険料納付済等期間を増やすことで10年を満たすことが可能となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問】ねんきんダイヤル(ナビダイヤル)

☎ 0570・05・1165

八戸年金事務所

☎ 0178・44・1742

市民課 ☎ 6753

**市民税・県民税の申告はお早めに!**

市民税・県民税の申告期限は、3

月15日(水)です。例年期限間近になると会場が混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。

申告に必要な書類は、必ず整理・集計し、事業所得などのある人は、収支内訳書を作成の上持参してください。整理・集計・収支内訳書の作成をしていない人は、申告の受け付けはできませんのでご注意ください。

※3月5日(日)は申告相談を受け付けます。

【問】税務課 ☎ 6766、☎ 6767

**宝くじ助成金で多文化共生事業に取り組みました**

NPO法人プロ・ワークス十和田が、(一財)自治総合センターの地域国際化推進助成事業を活用し、市内在住外国人が自国伝統料理などを紹介することで、自国の文化や考え方を共有する事業を実施しました。

【問】まちづくり支援課  
☎ 6725



**飲用井戸使用者の届出などについて**

飲み水として使用する井戸を設置している人や、設置しようとしている人は、個人、法人にかかわらず届出をしてください。

井戸水を飲用している場合は、年1回、水質基準項目に基づいた水質

検査を行うようお願いいたします。水質基準に適合していない場合は、直ちに市へ連絡してください。

【問】まちづくり支援課 ☎ 6726



**消防団員を募集します**

市消防団では市内に居住または勤務している18歳以上の心身共に健康な男女の団員を募集しています。

消防団は、火災や大規模な災害が発生したときに、地域に密着し、市民の安全・安心を守る役割を担う組織です。

また、市では消防団に1年以上継続して在籍した大学生などについて、地域社会への貢献を市が認証する「学生消防団活動認証制度」を平成29年1月1日より施行しています。

【申】消防本部警防課消防団係  
☎ 4111

**奨学生募集**

経済的理由で修学が困難な人に学費の一部を貸し出します。

対象 次のすべてに該当する人  
▼保護者が市内に住所を有している人  
▼高校(高等専門学校を含む)、大学、短大に在学している人

※専門学校および大学院は除く。

▼学費の支払いが困難な人  
▼心身ともに健康で学業成績が優良な人

募集人員・貸与額(無利子)

▼高校(高等専門学校) 5人程度

月額1万5千円以内

▼大学・短大15人程度

月額6万4千円以内

提出書類 ▼奨学金貸与申請書 ▼成績証明書 ▼在学証明書 ▼保護者世帯の住民票謄本 ▼平成27年分所得

証明書(家族全員分) ▼連帯保証人2人の印鑑証明書

※世帯の状況などをお聞きします。

提出書類は直接持参してください。

※申請書は、教育総務課と市役所本館

1階会計係横のカウンターに備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

奨学生の決定 選考委員会で審議の上、教育委員会決定します。

受付期間 4月3日(月)～28日(金)

【申】教育総務課 ☎ 2305

**十和田市シルバー人材センター**

「新年度会員」募集説明会

とき 3月17日(金) 午前10時～正午

ところ 市民交流プラザ「トワール」

対象 原則60歳以上の人

申込期限 3月16日(木)

【申】市シルバー人材センター

☎ 0222

23 広報 とわだ 2017年(平成29年)3月号